



議案第五十七号

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年六月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年六月廿五日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書中「在勤庁から八キロメートル以内の」を「三朝町の地域及び三朝町役場から八キロメートル以内の三朝町以外の地域で町規則で定める」に改める。

第三条第二項第三号中「勤続二年以上の」を削り、同条第六項中「事故により」を「事故又は天災その他町長が定める事情により」に改める。

第十七条第一項中「別表第一の定額による」を「一キロメートルにつき十一円とする」に改める。

別表第一の一中「車賃、」を削り、表の部分を次のように改める。

日当 (一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県外	県内	
七五〇円	四六〇〇円	四一〇〇円	七五〇円

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

四六五〇〇円	五三八〇〇円	六五九〇〇円	七九〇〇〇円	一〇三三〇〇円	一二六〇〇円	一四〇〇〇円	一七六一〇〇円
鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上 百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上 二百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上 五百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上 千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上 千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上 二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年六月一日以後に出発した旅行から適用する。